

★ 県立病院使用料及び手数料条例施行規則及び広島県病院事業財務規則を廃止する規則（規則第二十一号）（県立病院課）

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、平成二十一年四月一日をもって県立病院使用料及び手数料条例施行規則及び広島県病院事業財務規則を廃止する。